

No. 8

制 度 名	景観改善推進事業		主管課名	都市計画課・ 都市行政 G																																		
			問合せ先	029-301-4579																																		
目的・趣旨	地域の個性や特性を活かした景観形成を図るため、景観計画を策定・改定する市町村に対する総合的な支援																																					
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] ・景観計画の策定・改定（改定は、重点地区の指定及び追加を伴うものに限る。） ・重点地区内の景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置</p> <p>[補助要件等] （１）景観に関連のある計画等（※）を定めている市町村であること （※）景観法に基づく景観計画、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画、都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域 等 （２）立地適正化計画策定または策定に向けた具体的取組を開始・公表している市町村であること （３）都道府県が策定する広域的な景観基本方針等を踏まえ、景観計画の策定・改定に取り組む市町村であること</p> <p>[対象経費] ① 景観計画策定・改定に要する経費（改定は、重点地区の指定及び追加を伴うものに限る。） ② 景観計画策定・改定にあたっての外部専門家の登用やコーディネート活動に要する経費 ③ 重点地区内の景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に要する経費</p> <p>[補助限度額等] 予算の範囲内において、当該事業に要する費用の 3 分の 1 または 2 分の 1 以内の額とする。</p> <p>[経費負担割合]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">対象経費①、②</td> <td>(1) かつ (2) の場合</td> <td>1/2</td> <td>—</td> <td>1/2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(2) かつ (3) の場合</td> <td>1/2</td> <td>—</td> <td>1/2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(1) の場合</td> <td>1/3</td> <td>—</td> <td>2/3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(3) の場合</td> <td>1/3</td> <td>—</td> <td>2/3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>対象経費③</td> <td>(1) の場合</td> <td>1/3</td> <td>—</td> <td>2/3</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						区 分		国	県	市町村	その他	対象経費①、②	(1) かつ (2) の場合	1/2	—	1/2	—	(2) かつ (3) の場合	1/2	—	1/2	—	(1) の場合	1/3	—	2/3	—	(3) の場合	1/3	—	2/3	—	対象経費③	(1) の場合	1/3	—	2/3	—
区 分		国	県	市町村	その他																																	
対象経費①、②	(1) かつ (2) の場合	1/2	—	1/2	—																																	
	(2) かつ (3) の場合	1/2	—	1/2	—																																	
	(1) の場合	1/3	—	2/3	—																																	
	(3) の場合	1/3	—	2/3	—																																	
対象経費③	(1) の場合	1/3	—	2/3	—																																	
[令和 8 年度当初予算額] 58 百万円			[令和 8 年度補助対象団体] 令和 8 年 4 月頃決定予定																																			
[備考]																																						